

## 平成27年度事業報告及び収支決算

### ◆事業報告

(単位:円)

事業	事業項目	実施主体	事業費	事業内容
公共交通網の再編	社会変化に応じたバス路線網の再編	交通事業者、市、協議会	1,555,200	■「地域主体型公共交通導入ガイド」の作成
交通結節点整備	バス停整備 駅周辺整備	交通事業者、市、協議会	89,873	■バス停等周辺整備
公共交通利用促進策	公共交通利用促進活動 わかりやすい情報提供 公共交通機関相互の連携促進	交通事業者、市、協議会	1,985,472	■公共交通利用促進 公共交通総合時刻表「おでかけナビ」の作成 (1,847千円) 他
計			3,630,545	

## ◆収支決算

(歳入の部)

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	差異	備	考
負担金	負担金	負担金	91,000	85,000	6,000	土地賃借料加西市負担分	
補助金	補助金	国庫補助金	923,400	923,400	0	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	
		市補助金	2,800,000	2,800,000	0	加西市公共交通活性化協議会運営費等事業補助金	
諸収入	諸収入	諸収入	200	166	34	受取利息	
当期収入合計(A)			3,814,600	3,808,566	6,034		
前期繰越額(B)			513,504	513,504	0		
収入合計(C)=(A)+(B)			4,328,104	4,322,070	6,034		

(歳出の部)

款	項	目	予算額	流用充用額	決算額	差異	備	考
運営費	運営費	事務費	200,000	0	74,587	125,413	会議費・学識経験者費用弁償等・消耗品・振込手数料等	
		報償費	160,000	0	80,000	80,000	学識経験者謝礼	
事業費	事業費	事業費	3,900,000		3,630,545	269,455	公共交通総合時刻表の作成・地域主体型交通導入ガイドの作成等	
予備費	予備費	予備費	68,104		0	68,104		
当期歳出合計(D)			4,328,104	0	3,785,132	542,972		
次期繰越額(E)=(C)-(D)			0	0	536,938	△ 536,938		
支出合計(F)=(D)+(E)			4,328,104	0	4,322,070	6,034		

翌年度繰越額(C-D)

536,938 円

平成27年度 公共交通の運行等に対する補助金及び運行委託等(加西市一般会計)

科目 項	補助金名称	団体等名称	支出額 (千円)	国県による補助 (千円)	延長 (km)	年間利用 者数(人)	支出目的
10.総務費 05.総務管理費 21.企画費	バス運営委託業務	加西親栄自動車(有) NPO法人原始人の会 大和リース(株)	14,724	(国補助) H27地域内ワイ ター系統補助 5,139千円  (県→市補助) H27コミバス補助 98千円	86.8	4,888	はっぴーバスの運行・運営業務委託、予備 車両リース料、予備車両保守点検業務委 託
	コミュニティバス負 担金	神姫バス株式会社	24,143	(国補助) H27地域内ワイ ター系統補助 6,009千円	95.9	13,064	コミバスなっぴ〜号(市街地線・国正線・フ ラワーセンター線)の運行
	バス対策費補助金	神姫バス株式会社	21,171	(県→市補助) H27バス対策補助 11,019千円	64.5		県と協調しバス路線維持確保(一部国との 協調)
	北条鉄道運営費 補助金	北条鉄道株式会社	11,098	(参考:小野市→北条鉄道補助 額620千円)			北条鉄道の経営基盤の安定を図る (経常損失額を補助) (北条鉄道→市への固定資産税相当額 9,480千円)
	北条鉄道設備等 整備費補助金	北条鉄道株式会社	5,587	国地方協調補助の1/6 設備等整備費対象の1/2(市長 が特に必要と認める場合は全 額)	13.6	350,725	北条鉄道の安全性向上のため設備等整備 への補助 安全輸送整備は国・地方協調補助
合計			76,723				

## 平成27年度実施の主な事業

### 加西市公共交通ガイド「かさいおでかけナビ」作成

コミバスねっぴ〜号やはっぴーバス、北条鉄道、路線バスの運行経路や乗場案内、時刻・運賃表、乗り方案内などを掲載した市内公共交通の総合ガイドを作成しました。

各公共交通機関をマップ化することで、市内外への移動情報をわかりやすく提供するとともに、市内全戸と主要施設に配布し、公共交通の利用促進を図りました。

平成27年12月発行

作成部数：18,000部

作成費用：1,846,800円

国庫補助：923,400円（地域協働推進事業）



### 「地域主体型交通導入の手引き」作成

加西市公共交通連携計画における公共交通網の再編方針に基づき、既存公共交通に接続する補助的な役割を担う地域主体型交通を導入する際の具体的な検討手順と運行のためのガイドラインを示した手引きを作成しました。

平成28年3月発行

作成費用：1,555,200円

国庫補助：1,555,200円（地域支援交付金）

### 市内各所で「交通教室」実施

#### ■宇仁小学校「バスの乗り方教室」

平成27年5月13日に加西市立宇仁小学校の1～3年生を対象にバスの乗り方や死角を体験する「バスの乗り方教室」を神姫バス株式会社の協力を得て実施しました。



#### ■コスモスまつり「ねっぴ〜バス試乗会」

平成27年10月25日に宇仁郷まちづくり協議会が主催する「コスモスまつり」において、ねっぴ〜バスの試乗会を神姫バス株式会社の協力を得て実施しました。





平成27年度 はっぴーバス利用状況

H27年4月～H28年3月

27年	計										万願寺線						若井線						芥田線						根日女の湯線					
	運行日数(日)		利用者数(人)		便数(便)		運行日数(日)		利用者数(人)		便数(便)		運行日数(日)		利用者数(人)		便数(便)		運行日数(日)		利用者数(人)		便数(便)		運行日数(日)		利用者数(人)		便数(便)					
	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり	計	1日あたり				
4月	21	403	19.2	1.1	356	17.0	21	200	9.5	1.7	115.5	5.5	21	122	5.8	1.0	126.0	6.0	21	68	3.2	0.7	94.5	4.5	4	13	3.3	0.7	20.0	5.0				
5月	18	384	21.3	1.3	303	16.8	18	185	10.3	1.9	99.0	5.5	18	132	7.3	1.2	108.0	6.0	18	61	3.4	0.8	81.0	4.5	3	6	2.0	0.4	15.0	5.0				
6月	22	435	19.8	1.2	372	16.9	22	196	8.9	1.6	121.0	5.5	22	174	7.9	1.3	132.0	6.0	22	56	2.5	0.6	99.0	4.5	4	9	2.3	0.5	20.0	5.0				
7月	22	423	19.2	1.1	377	17.1	22	215	9.8	1.8	121.0	5.5	22	140	6.4	1.1	132.0	6.0	22	58	2.6	0.6	99.0	4.5	5	10	2.0	0.4	25.0	5.0				
8月	21	399	19.0	1.1	356	17.0	21	187	8.9	1.6	115.5	5.5	21	153	7.3	1.2	126.0	6.0	21	45	2.1	0.5	94.5	4.5	4	14	3.5	0.7	20.0	5.0				
9月	19	439	23.1	1.4	324	17.1	19	246	12.9	2.4	104.5	5.5	19	125	6.6	1.1	114.0	6.0	19	57	3.0	0.7	85.5	4.5	4	11	2.8	0.6	20.0	5.0				
10月	21	400	19.0	1.1	356	17.0	21	213	10.1	1.8	115.5	5.5	21	124	5.9	1.0	126.0	6.0	21	53	2.5	0.6	94.5	4.5	4	10	2.5	0.5	20.0	5.0				
11月	19	420	22.1	1.3	324	17.1	19	192	10.1	1.8	104.5	5.5	19	143	7.5	1.3	114.0	6.0	19	74	3.9	0.9	85.5	4.5	4	11	2.8	0.6	20.0	5.0				
12月	19	406	21.4	1.3	319	16.8	19	206	10.8	2.0	104.5	5.5	19	119	6.3	1.0	114.0	6.0	19	71	3.7	0.8	85.5	4.5	3	10	3.3	0.7	15.0	5.0				
28年	1月	19	328	17.3	1.0	324	17.1	19	163	8.6	1.6	104.5	5.5	19	104	5.5	0.9	114.0	6.0	19	52	2.7	0.6	85.5	4.5	4	9	2.3	0.5	20.0	5.0			
	2月	20	405	20.3	1.2	340	17.0	20	205	10.3	1.9	110.0	5.5	20	120	6.0	1.0	120.0	6.0	20	68	3.4	0.8	90.0	4.5	4	12	3.0	0.6	20.0	5.0			
	3月	22	446	20.3	1.2	377	17.1	22	224	10.2	1.9	121.0	5.5	22	135	6.1	1.0	132.0	6.0	22	75	3.4	0.8	99.0	4.5	5	12	2.4	0.5	25.0	5.0			
	計	243	4888	20.1	1.2	4128	17	243	2432	10	1.8	1336.5	5.5	243	1591	6.5	1.1	1458.0	6	243	738	3	0.7	1093.5	4.5	48	127	2.6	0.5	240.0	5			

※根日女の湯線の「1日あたり」は月利用者数を実運行日数で除したものの。合計は、全体の月利用者数を全体に運行日数で除したものの。従って、根日女の湯線は合計には月利用者数を全体の運行日数で除したものが反映される。

## コミュニティバス運行見直し基準

### KASAIねっぴ〜号

運行見直し基準		直近の実績 (H27. 4～H28. 3)
基準	人口に対する利用者数の比率 27% ※想定収支率 9.4% ※全系統で判断	人口に対する 利用者数の比率: 28.9% 利用者数 13,064人 人口 45,171人
基準の考え方	サービスの受益者の割合を基準とすることで、行政サービスとしての評価を行う。H22の27%を基準とする。	
基準の判定期間	4月～翌年3月	
基準を下回った場合の対応 (運行見直し)	系統ごとの利用状況を分析し、利用率の低い系統を中心に沿線町との協議を行い、次年度中に全体(運行ルート、バス停位置、運行時刻、運行本数等)を見直す。	

### はッピーバス

運行見直し基準		直近の実績 (H27. 4～H28. 3)
基準	沿線人口に対する利用者数の比率:100% ※想定収支率:6.5% ※全系統計で判断 ※沿線:西在田地区全町、 上芥田町、下芥田町、広原町、上野町	沿線人口に対する 利用者数の比率 : 154.0% 利用者数 : 4,888人 人口 : 3,174人
基準の考え方	サービスの受益者の割合を基準とすることで、行政サービスとしての評価を行う。沿線住民1年1回乗車に換算して設定する。	
基準の判定期間	4月～翌年3月	
基準を下回った場合の対応 (運行見直し)	系統毎の利用状況を分析し、利用率の低い系統を中心に沿線町との協議を行い、次年度中に全体(運行ルート、バス停位置、運行時刻、運行本数等)を見直す。	

# 平成27年度歳入歳出決算会計監査報告書

平成28年6月6日

加西市公共交通活性化協議会  
会長 佐伯武彦様

監査委員 加西市区長会長 山下公明

加西市商工会議所会頭 千石唯



規約第13条の規定に基づき、みだしの監査を行ったので、次のとおり報告します。

1. 日 時 平成28年6月6日 15時30分～

2. 場 所 加西市役所5階会議室

### 3. 監査の結果について

加西市公共交通活性化協議会における平成27年度の事業内容及び収支決算を記帳簿及び証拠書類に基づき監査したところ、適正と認められました。

## 平成28年度事業計画案及び収支予算案

### ◆事業計画

(単位:円)

事業項目	実施主体	事業費	事業内容
公共交通網の再編	交通事業者、市、協議会	200,000	地域主体型交通導入ガイド周知活動費 コミバス利用状況把握
交通結節点整備	交通事業者、市、協議会	1,000,000	バス・鉄道(乗継情報)看板等の設置 バス停周辺整備
公共交通利用促進施策	交通事業者、市、協議会	3,500,000	利用促進活動、定住促進総合時刻表の作成等
計			
		4,700,000	

## ◆収支予算

(歳入の部)

(単位:円)

款	項	目	予算額		差異	備考
			当期	前期		
負担金	負担金	負担金	85,000	91,000	▲ 6,000	土地賃借料加西市負担分
補助金	補助金	国庫補助金	0	923,400	▲ 923,400	
		市補助金	4,647,000	1,800,000	2,847,000	加西市公共交通活性化協議会運営費等事業補助金
諸収入	諸収入	諸収入	200	200	0	受取利息
収入合計(A)			4,732,200	2,814,600	1,917,600	
前期繰越額(B)			536,938	513,504	23,434	
歳入合計(A)+(B)			5,269,138	3,328,104	1,941,034	

(歳出の部)

款	項	目	予算額		差異	備考
			当期	前期		
運営費	運営費	事務費	200,000	200,000	0	会議費(120)、学識経験者費用弁償(50)、消耗品振込手数料等 (30)
		報償費	160,000	160,000	0	学識経験者謝金
事業費	事業費	事業費	4,700,000	2,900,000	1,800,000	事業計画のとおり
予備費	予備費	予備費	209,138	68,104	141,034	
合計			5,269,138	3,328,104	1,941,034	

平成28年度事業計画案(予算を伴わない協議案件等)

◆事業計画

事業項目	協議概要	実施予定時期	内容
生活交通ネットワーク計画 (地域内ライダーシステム確保維持計画)	ネットワーク計画の検討	第27回協議会	H29年度(H28.10～)計画について検討を行う。
コミュニティバスに関する助言	コミュニティバス検証と課題	年度内	ねっぴ〜号・はっぴーバスの状況を確認、検証し助言を行う。
実施事業に関する検証	各実施事業の検証	年度内	協議会実施事業について検証し、次期事業策定の基礎とする。
地域公共交通網形成計画の検討	地域公共交通網形成計画の検討	年度内	加西市公共交通総合連携計画の地域公共交通網形成計画への移行について必要事項を協議検討する。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	加西市公共交通活性化協議会
住 所	加西市北条町横尾 1 0 0 0 番地
代表者氏名	会長 佐 伯 武 彦

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

# 地域内フィーダー系統確保維持計画

(名 称) 加西市公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 佐 伯 武 彦

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

加西市の公共交通は、市のほぼ中央にある北条町駅を中心に放射状に広がっており、北条鉄道（南～南東方向）、地域間幹線の路線バス（北西、東、南、西方向）、タクシー、そして加西市を東西方向に横断する中国自動車道で高速バスが京阪神・津山を結んでいます。市では、これらを補完する住民の市内の移動手段として、コミュニティバスを運行していますが、住民の公共交通利用は5%と低い一方で、住民の4割と推計される気軽に自動車を利用できない方（70歳以上の高齢者・運転免許がない・家に自動車がない）の日常生活における移動手段の確保を課題と捉えています。

平成25年度改定の加西市公共交通総合連携計画に示す目指すべき交通網確立のため、平成26年度地域公共交通調査事業結果を基に、高齢者の日常生活の移動の確保及び通勤通学需要に応えられるコミュニティバス網へ再編を行ない、コミュニティバスねっぴ～号とはっぴーバスにより、気軽に自動車を利用できない住民の日常生活における移動手段を確保し、地域内の住民の交流を促進することで、地域の活性化を図ります。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標（評価）

コミュニティバスの路線の評価を次のとおりとする。

【経済性評価】 利用者1人当たり行政補助額の基準値を2,000円/人

【公共性評価】 公共交通を必要とする世帯当たり年間乗車回数の基準値を2.0回/世帯

- ・両評価が基準値を超える路線……路線の維持（サービス強化）
- ・経済性のみ基準値に満たない路線…路線の維持（コスト削減・収入増対策の検討）
- ・公共性のみ基準値に満たない路線…路線の維持（利用者増加施策の検討）
- ・両評価が基準値に満たない路線……抜本的見直し（バス以外のサービスを含めた検討）

ただし、評価基準は、対象地域における交通弱者の実態把握と利用状況を踏まえた見直しを行う。

### (2) 事業の効果

高齢者等の気軽にクルマを利用できない住民の日常生活における移動をコミュニティバス（ねっぴ～号・はっぴーバス）で確保することにより、市内移動の自由度を高めることで、活発な交流に基づく地域の活性化が期待されます。

日常的にクルマを利用している住民に対しては、地域協働推進事業を活用し公共交通へ転換を促すとともに、地域の将来の交通網のイメージを共有することで、市内における移動についても意識的に公共交通を利用する市民を増やし、クルマ利用からの転換を促し、公共交通全体の利用を促進します。

コミバスねっぴ～号フラワーセンター線は市中心部であり交通結節点でもあるアスティアかさい（北条町駅）と工業団地、高校、フラワーセンターを結び、通勤通学需要及びフラワーセンターへの観光需要を満たすことが期待されます。

また、市内のコミュニティバス網整備により社会問題化している高齢運転者による交通事故の抑制効果にもつながり、安心安全な地域づくりが期待されます。

<b>3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b>
別表1のとおり
<b>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
別表2のとおり <p>なお、加西市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとします。</p>
<b>5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>
申請番号1～6 加西親栄自動車有限会社 申請番号7～14 神姫バス株式会社
<b>6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法</b>
●どの時点でどのような手法で行うのか、記載して下さい。（3ヶ年分） （例） ・平成28年度 通年 一部運営受託NPO法人交流館等において、利用者からの聞き取りを実施 通年 「コミバス利用状況の把握」運転手による各バス停の乗降数調査を実施 コミバス（はっぴーバス・ねっぴ〜号）の利用状況の推移を整理する 平成26年度実施の「老人会アンケート」、「市内の人の動きの把握」（調査事業）、「地域現状把握」結果と利用状況を検討しながら必要に応じたモニタリングの実施を検討する。 ・平成29年度 平成30年度 必要に応じたモニタリングを実施していく。
<b>7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b>
該当なし
<b>8. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</b>
該当なし
<b>9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要</b>
表5のとおり
<b>10～13. 車両の取得に係る目的・必要性等</b>
（本補助事業において）車両の取得はございません。
<b>14. 協議会の開催状況と主な議論</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年5月26日（第1回） 協議会設立</li> <li>・平成21年3月6日（第3回） 加西市公共交通総合連携計画を策定</li> <li>・平成22年7月5日（第5回） はっぴーバス導入方針決定</li> <li>・平成22年12月3日（第6回） 運行計画策定（H23.2.1運行開始）</li> <li>・平成23年6月6日（第7回） 有償運行決定（H23.9.1）</li> <li>・平成24年1月23日（第9回） ダイヤ改正（H24.4.1）</li> <li>・平成24年5月21日（第10回） 本格運行への移行と事業の枠組</li> <li>・平成25年1月29日（第11回） 本格運行への移行について</li> <li>・平成25年6月21日（第13回） 加西市公共交通総合連携計画の見直しについて</li> <li>・平成25年11月8日（第15回） 加西市公共交通総合連携計画の見直しについて</li> <li>・平成26年2月26日（第16回） 加西市公共交通総合連携計画の改定案について</li> </ul>

- ・平成26年5月23日（第17回） H26事業計画について（コミバス再編調査等）
- ・平成26年8月20日（第18回） 地域協働推進事業計画の承認
- ・平成26年12月22日（第19回） コミバス再編方針の確認について
- ・平成27年2月6日（第20回） コミバス再編案の確認について
- ・平成27年2月23日（第21回） コミバス再編案修正の確認について
- ・平成27年6月23日（第22回） H27事業計画について（H28コミバス事業について）
- ・平成27年8月27日（第23回） コミバス再編案について
- ・平成27年11月9日（第24回） H27事業計画（補正）等について
- ・平成28年2月29日（第25回） 路線バスのルート変更について
- ・平成28年3月22日（第26回） 地域主体型交通導入の手引きについて

#### 15. 利用者等の意見の反映状況

- 利用者代表として加西市区長会長、加西市老人クラブ連合会長及び市民の代表に協議会委員として参加していただいているほか、以下のような調査を実施
- 地域公共交通に関する住民アンケート（調査期間：平成23年4月1日～22日）
    - ・調査対象：交通不便地域に在住する住民 約800世帯
    - ・調査方法：アンケート返信用封筒を同封して対象地域に郵送
  - はっぴーバス利用想定に対する実態把握訪問（調査期間：平成24年6月～11月）
    - ・訪問件数：119件
  - 高齢者の公共交通に関するアンケートの実施（平成26年5月）
  - はっぴーバス住民会議の実施（平成26年8月30日）
    - ・参加沿線住民60名

#### 16. 協議会メンバーの構成

関係都道府県	兵庫県
関係市区町村	加西市
交通事業者 交通施設管理者等	神姫バス(株)、北条鉄道(株)、加西親栄自動車(有)、NPO法人原始人の会、兵庫県バス協会、兵庫県タクシー協会、加西警察署
地方運輸局	神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要と認める者	大学教授（有識者）、加西商工会議所、加西市議会、加西市区長会、加西市老人クラブ連合会、市民公募委員

- ※4.（表2）及び12.（表7及び表7-1）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。
- ※6. については、活性化法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。
- ※7.（表3）及び8.（表4）については、要綱第17条に基づく生活交通ネットワーク計画について、作成を要しない。
- ※9.（表5）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。
- ※10. ～13. については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマ ンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
兵庫県 (加西市)	加西親栄自動車(有)	(1) 万願寺線① (1便目)	186.0	1,728		乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(2) 万願寺線② (2~5便目)	1,058.0			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(3) 若井線 (1~5便目)	1,030.0			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(4) 芥田線① (1便目)	134.5			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(5) 芥田線② (2~4便目)	528.5			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(6) 万願寺芥田線	240.5			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	神姫バス(株)	(7) 市街地線①	241.0	4,873		乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅~ 南大貫~北条営業所線」及び「姫 路駅~南山田~北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(8) 市街地線②	2,315.0			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅~ 南大貫~北条営業所線」及び「姫 路駅~南山田~北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(9) 市街地線③	801.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅~ 南大貫~北条営業所線」及び「姫 路駅~南山田~北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(10) 市街地線④	1,321.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅~ 南大貫~北条営業所線」及び「姫 路駅~南山田~北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(11) 国正線	2,525.0			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅~ 南大貫~北条営業所線」及び「姫 路駅~南山田~北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(12) 九会線①	1,000.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅~ 南大貫~北条営業所線」及び「姫 路駅~南山田~北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(13) 九会線②	930.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」他停留所に て、神姫バスが運行する補助対 象幹線バス「姫路駅~南大貫~ 北条営業所線」及び「姫路駅~南 山田~北条営業所線」と接続	③
	神姫バス(株)	(14) 九会線③	265.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」他停留所に て、神姫バスが運行する補助対 象幹線バス「姫路駅~南大貫~ 北条営業所線」及び「姫路駅~南 山田~北条営業所線」と接続	③
合 計				6,601					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,601	国庫補助 上限額 (千円)		6,601		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマ ン ド 型 の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
兵庫県 (加西市)	加西親栄自動車(有)	(1) 万願寺線① (1便目)	186.0	1,728		乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(2) 万願寺線② (2~5便目)	1,058.0			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(3) 若井線 (1~5便目)	1,030.0			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(4) 芥田線① (1便目)	134.5			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(5) 芥田線② (2~4便目)	528.5			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(6) 万願寺芥田線	240.5			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	神姫バス(株)	(7) 市街地線①	241.0	4,873		乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(8) 市街地線②	2,315.0			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(9) 市街地線③	801.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(10) 市街地線④	1,321.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(11) 国正線	2,525.0			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(12) 九会線①	1,000.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(13) 九会線②	930.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」他停留所に て、神姫バスが運行する補助対 象幹線バス「姫路駅～南大貫～ 北条営業所線」及び「姫路駅～南 山田～北条営業所線」と接続	③
	神姫バス(株)	(14) 九会線③	265.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」他停留所に て、神姫バスが運行する補助対 象幹線バス「姫路駅～南大貫～ 北条営業所線」及び「姫路駅～南 山田～北条営業所線」と接続	③
合 計				6,601					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,601	国庫補助 上限額 (千円)		6,601		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマ ンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
兵庫県 (加西市)	加西親栄自動車(有)	(1) 万願寺線① (1便目)	186.0	1,728		乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(2) 万願寺線② (2~5便目)	1,058.0			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(3) 若井線 (1~5便目)	1,030.0			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(4) 芥田線① (1便目)	134.5			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(5) 芥田線② (2~4便目)	528.5			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	加西親栄自動車(有)	(6) 万願寺芥田線	240.5			乗合バス型	②(2)	「中富口」停留所にて、神姫バス が運行する幹線バス「大和アス ティアかさい線」と接続	③
	神姫バス(株)	(7) 市街地線①	241.0	4,873		乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(8) 市街地線②	2,315.0			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(9) 市街地線③	801.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(10) 市街地線④	1,321.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(11) 国正線	2,525.0			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(12) 九会線①	1,000.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」加西市役所 他停留所にて、神姫バスが運行 する補助対象幹線バス「姫路駅～ 南大貫～北条営業所線」及び「姫 路駅～南山田～北条営業所線」	③
	神姫バス(株)	(13) 九会線②	930.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」他停留所に て、神姫バスが運行する補助対 象幹線バス「姫路駅～南大貫～ 北条営業所線」及び「姫路駅～南 山田～北条営業所線」と接続	③
	神姫バス(株)	(14) 九会線③	265.5			乗合バス型	①	「アステアかさい」他停留所に て、神姫バスが運行する補助対 象幹線バス「姫路駅～南大貫～ 北条営業所線」及び「姫路駅～南 山田～北条営業所線」と接続	③
合 計				6,601					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,601	国庫補助 上限額 (千円)		6,601		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	加西親米自動車有限会社	平成29年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	1,025千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ)
営業費用	8,533千円	営業外費用	68千円	経常費用(ロ)	8,601千円
営業損益	▲7,508千円	営業外損益	▲67千円	経常損益	▲7,575千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	48,738.8 km			経常収支率	11.92%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	1,179千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ')
営業費用	9,298千円	営業外費用	75千円	経常費用(ロ')	9,373千円
営業損益	▲8,119千円	営業外損益	▲74千円	経常損益	▲8,193千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	49,141.6 km			経常収支率	12.58%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	748千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ'')
営業費用	10,957千円	営業外費用	178千円	経常費用(ロ'')	11,135千円
営業損益	▲10,209千円	営業外損益	▲177千円	経常損益	▲10,386千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	49,343.0 km			経常収支率	6.72%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ}}{\text{ハ}} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
北近畿	225円.66銭	190円.73銭	176円.47銭	▲11.47%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $\frac{\text{ロ}}{\text{ハ}} = \text{イ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	156円.80銭	373円.59銭	156円.80銭	21円.05銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の キロ程の比率  (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヌ				
北近畿	1	万福寺線① (1便目)	山部硬馬	孫町	中富口	244	日	122.0	回	往 12.2km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.0%	2,976.8km	
	2	万福寺線② (2~5便目)	中富口	孫町	中富口	244	日	488.0	回	往 16.2km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	15,811.2km	
	3	若井線 (1~5便目)	中富口	釜坂峠口	中富口	244	日	610.0	回	往 12.7km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	15,494.0km	
	4	芥田線① (1便目)	血池上	東坂口	中富口	244	日	122.0	回	往 7.9km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	1,927.6km	
	5	芥田線② (2~4便目)	中富口	東坂口	中富口	244	日	366.0	回	往 10.4km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	7,612.8km	
	6	万福寺芥田線	中富口	上方公舎 室下	広原北	244	日	122.0	回	往 13.3km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	3,245.2km	
合計	系統								往 72.7km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		47,067.6km		

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの いずれか少ないほうの額) ラ
北近畿	1	466,762 円	31円.60銭	94,066 円	372,696 円	372,696 円	372千円	186.0千円		
	2	2,479,196 円	22円.94銭	362,708 円	2,116,488 円	2,116,488 円	2,116千円	1,058.0千円		
	3	2,429,459 円	23円.81銭	368,912 円	2,060,547 円	2,060,547 円	2,060千円	1,030.0千円		
	4	302,247 円	17円.10銭	32,961 円	269,286 円	269,286 円	269千円	134.5千円		
	5	1,193,687 円	17円.87銭	136,040 円	1,057,647 円	1,057,647 円	1,057千円	528.5千円		
	6	508,847 円	8円.29銭	26,902 円	481,945 円	481,945 円	481千円	240.5千円		
合計		7,380,196 円		1,021,589 円	6,358,609 円	6,358,609 円	6,355千円	3,177千円	1,728千円	1,728千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ウの負担者とその負担割合									
		ニ×ラーカーム	ムーラーウ	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北近畿	1	372,696	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	2,116,488	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	2,060,547	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4	269,286	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	5	1,057,647	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	6	481,945	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		6,358,609	円	4,630,609	円		円	461,6909	円	100	%		円		%

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者には別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	加西親米自動車有限会社	平成30年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	1,025千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ)
営業費用	8,533千円	営業外費用	68千円	経常費用(ロ)	8,601千円
営業損益	▲7,508千円	営業外損益	▲67千円	経常損益	▲7,575千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	48,738.8 km			経常収支率	11.92%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	1,179千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ')
営業費用	9,298千円	営業外費用	75千円	経常費用(ロ')	9,373千円
営業損益	▲8,119千円	営業外損益	▲74千円	経常損益	▲8,193千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	49,141.6 km			経常収支率	12.58%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	748千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ'')
営業費用	10,957千円	営業外費用	178千円	経常費用(ロ'')	11,135千円
営業損益	▲10,209千円	営業外損益	▲177千円	経常損益	▲10,386千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	49,343.0 km			経常収支率	6.72%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ}}{\text{ハ}} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
北近畿	225円.66銭	190円.73銭	176円.47銭	▲11.47%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $\frac{\text{ロ}}{\text{ハ}} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	156円.80銭	373円.59銭	156円.80銭	21円.05銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の キロ程の比率  (チー-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終 点			チ	リ	ヌ	ヌ				
北近畿	1	万福寺線① (1便目)	山部硬馬	孫町	中富口	244	日	122.0	回	往 12.2km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.0%	2,976.8km
	2	万福寺線② (2~5便目)	中富口	孫町	中富口	244	日	488.0	回	往 16.2km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	15,811.2km
	3	若井線 (1~5便目)	中富口	釜坂峠口	中富口	244	日	610.0	回	往 12.7km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	15,494.0km
	4	芥田線① (1便目)	血池上	東坂口	中富口	244	日	122.0	回	往 7.9km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	1,927.6km
	5	芥田線② (2~4便目)	中富口	東坂口	中富口	244	日	366.0	回	往 10.4km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	7,612.8km
	6	万福寺芥田線	中富口	上方公舎 堂下	広原北	244	日	122.0	回	往 13.3km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	3,245.2km
合計	系統								往 72.7km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		47,067.6km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの いずれか少ないほうの額) ラ
北近畿	1	466,762 円	31円.60銭	94,066 円	372,696 円	372,696 円	372千円	186.0千円		
	2	2,479,196 円	22円.94銭	362,708 円	2,116,488 円	2,116,488 円	2,116千円	1,058.0千円		
	3	2,429,459 円	23円.81銭	368,912 円	2,060,547 円	2,060,547 円	2,060千円	1,030.0千円		
	4	302,247 円	17円.10銭	32,961 円	269,286 円	269,286 円	269千円	134.5千円		
	5	1,193,687 円	17円.87銭	136,040 円	1,057,647 円	1,057,647 円	1,057千円	528.5千円		
	6	508,847 円	8円.29銭	26,902 円	481,945 円	481,945 円	481千円	240.5千円		
合計		7,380,196 円		1,021,589 円	6,358,609 円	6,358,609 円	6,355千円	3,177千円	1,728千円	1,728千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ウの負担者とその負担割合											
		ニ×ラーカーム	ムーラーウ	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要					
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合						
北近畿	1	372,696	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	2	2,116,488	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	3	2,060,547	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	4	269,286	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	5	1,057,647	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	6	481,945	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
合計		6,358,609	円	4,630,609	円		円		%	472909	円	100	%		円		%

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者には別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	加西親米自動車有限会社	平成31年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	1,025千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ)
営業費用	8,533千円	営業外費用	68千円	経常費用(ロ)	8,601千円
営業損益	▲7,508千円	営業外損益	▲67千円	経常損益	▲7,575千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	48,738.8 km			経常収支率	11.92%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	1,179千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ')
営業費用	9,298千円	営業外費用	75千円	経常費用(ロ')	9,373千円
営業損益	▲8,119千円	営業外損益	▲74千円	経常損益	▲8,193千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	49,141.6 km			経常収支率	12.58%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	748千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ'')
営業費用	10,957千円	営業外費用	178千円	経常費用(ロ'')	11,135千円
営業損益	▲10,209千円	営業外損益	▲177千円	経常損益	▲10,386千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	49,343.0 km			経常収支率	6.72%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ}}{\text{ハ}} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
北近畿	225円.66銭	190円.73銭	176円.47銭	▲11.47%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	156円.80銭	373円.59銭	156円.80銭	21円.05銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チニル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な經由地	終点			チ	リ	ヌ	ヌ				
北近畿	1	万福寺線①(1便目)	山部硬馬	孫町	中富口	244日	122.0回	往 12.2km (平均)	往 0.0km (平均)	往 0.0km (平均)	往 0.0km (平均)	往 0.0km (平均)	100.0%	2,976.8km	
	2	万福寺線②(2~5便目)	中富口	孫町	中富口	244日	488.0回	往 16.2km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	100%	15,811.2km	
	3	若井線(1~5便目)	中富口	釜坂峠口	中富口	244日	610.0回	往 12.7km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	100%	15,494.0km	
	4	芥田線①(1便目)	血池上	東坂口	中富口	244日	122.0回	往 7.9km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	100%	1,927.6km	
	5	芥田線②(2~4便目)	中富口	東坂口	中富口	244日	366.0回	往 10.4km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	100%	7,612.8km	
	6	万福寺芥田線	中富口	上方公会堂下	広原北	244日	122.0回	往 13.3km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	100%	3,245.2km	
合計	系統						往 72.7km 復 0.0km	72.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		47,067.6km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額・ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額・カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
北近畿	1	466,762円	31円.60銭	94,066円	372,696円	372,696円	372千円	186.0千円		
	2	2,479,196円	22円.94銭	362,708円	2,116,488円	2,116,488円	2,116千円	1,058.0千円		
	3	2,429,459円	23円.81銭	368,912円	2,060,547円	2,060,547円	2,060千円	1,030.0千円		
	4	302,247円	17円.10銭	32,961円	269,286円	269,286円	269千円	134.5千円		
	5	1,193,687円	17円.87銭	136,040円	1,057,647円	1,057,647円	1,057千円	528.5千円		
	6	508,847円	8円.29銭	26,902円	481,945円	481,945円	481千円	240.5千円		
合計		7,380,196円		1,021,589円	6,358,609円	6,358,609円	6,355千円	3,177千円	1,728千円	1,728千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ウの負担者とその負担割合									
		ニ×ラーカーム	ムーラーウ	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北近畿	1	372,696	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	2,116,488	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	3	2,060,547	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	4	269,286	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	5	1,057,647	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	6	481,945	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
合計		6,358,609	円	4,630,609	円		円	4,630,609	円	100	%		円		%

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者には別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	神姫バス株式会社	平成29年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	9,700,139 千円	営業外収益	19,858 千円	経常収益(イ)	9,719,997 千円
	営業費用	10,329,491 千円	営業外費用	18,103 千円	経常費用(ロ)	10,347,594 千円
	営業損益	▲ 629,352 千円	営業外損益	1,755 千円	経常損益	▲ 627,597 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		25,260,809.0 km			経常収支率	93.93 %
		乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	9,930,446 千円	営業外収益	24,974 千円	経常収益(イ')	9,955,420 千円
	営業費用	10,780,927 千円	営業外費用	14,054 千円	経常費用(ロ')	10,794,981 千円
	営業損益	▲ 850,481 千円	営業外損益	10,920 千円	経常損益	▲ 839,561 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		25,590,890.0 km			経常収支率	92.22 %
		乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	9,828,438 千円	営業外収益	21,599 千円	経常収益(イ'')	9,850,037 千円
	営業費用	10,580,891 千円	営業外費用	31,809 千円	経常費用(ロ'')	10,612,700 千円
	営業損益	▲ 752,453 千円	営業外損益	▲ 10,210 千円	経常損益	▲ 762,663 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		25,156,894.0 km			経常収支率	92.81 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\frac{\text{ロ}'''}{\text{ハ}'''} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
北近畿	421円.86銭	421円.82銭	409円.63銭	▲ 1.44 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	403円.75銭	373円.59銭	373円.59銭	384円.78銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ					
北近畿	7	市街地線①	イオンモール加西北条	加西病院	健康福祉会館	245 日	245 回	往 3.2km 復 3.2km	(平均) 3.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	1,568.0km
	8	市街地線②	イオンモール加西北条	加西病院	中高	245 日	1225 回	往 7.4km 復 7.4km	7.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	18,130.0km
	9	市街地線③	高遠北条バス停前	加西病院	健康福祉会館	245 日	613 回	往 4.2km 復 4.3km	4.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,206.3km
	10	市街地線④	高遠北条バス停前	加西病院	中高	245 日	613 回	往 8.4km 復 8.5km	8.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	10,351.3km
	11	国正線	イオンモール加西北条	加西病院	東国正	245 日	490 回	往 15.2km 復 15.2km	15.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	14,896.0km
	12	九会線①	イオンモール加西北条	加西病院・健康福祉会館	中野学校前	245 日	245 回	往 24.3km 復 24.3km	循環 24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,953.5km
	13	九会線②	イオンモール加西北条	加西病院・健康福祉会館	中野学校前	245 日	245 回	往 22.6km 復 22.6km	循環 22.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,537.0km
14	九会線③	イオンモール加西北条	加西病院・健康福祉会館	九会	245 日	123 回	往 12.9km 復 12.9km	12.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	1,580.3km	
合計	系統						往 98.2km 復 38.6km	98.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		63,222.3km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
7		585,789 円	65円.66銭	102,954 円	482,835 円	482,835 円	482千円	241.0 千円		
8		6,773,186 円	118円.20銭	2,142,966 円	4,630,220 円	4,630,220 円	4,630千円	2,315.0 千円		

北近畿	9	1,945,002 円	65円.66銭	341,842 円	1,603,160 円	1,603,160 円	1,603千円	801.5 千円		
	10	3,867,123 円	118円.20銭	1,223,517 円	2,643,606 円	2,643,606 円	2,643千円	1,321.5 千円		
	11	5,564,996 円	34円.52銭	514,209 円	5,050,787 円	5,050,787 円	5,050千円	2,525.0 千円		
	12	2,224,168 円	37円.36銭	222,422 円	2,001,746 円	2,001,746 円	2,001千円	1,000.5 千円		
	13	2,068,567 円	37円.36銭	206,862 円	1,861,705 円	1,861,705 円	1,861千円	930.5 千円		
	14	590,365 円	37円.36銭	59,038 円	531,327 円	531,327 円	531千円	265.5 千円		
合計		23,619,196 円		4,813,810 円	18,805,386 円	18,805,386 円	18,801 千円	9,400 千円	4,873千円	4,873 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
北近畿	7	530,126 円																		
	8	5,283,625 円																		
	9	1,790,794 円																		
	10	3,016,665 円																		
	11	5,500,051 円																		
	12	4,240,182 円																		
	13	2,216,310 円																		
	14	588,279 円																		
合計		23,166,032 円	18,293,032 円	974000 円	5.32 %	18293032 円	93 %					390,499 円	2 %							

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第336号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	神姫バス株式会社	平成30年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	9,700,139 千円	営業外収益	19,858 千円	経常収益(イ)	9,719,997 千円
	営業費用	10,329,491 千円	営業外費用	18,103 千円	経常費用(ロ)	10,347,594 千円
	営業損益	▲ 629,352 千円	営業外損益	1,755 千円	経常損益	▲ 627,597 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		25,260,809.0 km			経常収支率	93.93 %
		乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	9,930,446 千円	営業外収益	24,974 千円	経常収益(イ')	9,955,420 千円
	営業費用	10,780,927 千円	営業外費用	14,054 千円	経常費用(ロ')	10,794,981 千円
	営業損益	▲ 850,481 千円	営業外損益	10,920 千円	経常損益	▲ 839,561 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		25,590,890.0 km			経常収支率	92.22 %
		乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	9,828,438 千円	営業外収益	21,599 千円	経常収益(イ'')	9,850,037 千円
	営業費用	10,580,891 千円	営業外費用	31,809 千円	経常費用(ロ'')	10,612,700 千円
	営業損益	▲ 752,453 千円	営業外損益	▲ 10,210 千円	経常損益	▲ 762,663 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		25,156,894.0 km			経常収支率	92.81 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ}}{\text{ハ}} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
北近畿	421円.86銭	421円.82銭	409円.63銭	▲ 1.44 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	403円.75銭	373円.59銭	373円.59銭	384円.78銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ					
北近畿	7	市街地線①	イオンモール加西北条	加西病院	健康福祉会館	245 日	245 回	往 3.2km 復 3.2km	(平均) 3.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	1,568.0km
	8	市街地線②	イオンモール加西北条	加西病院	中高	245 日	1225 回	往 7.4km 復 7.4km	7.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	18,130.0km
	9	市街地線③	高遠北条バス停前	加西病院	健康福祉会館	245 日	613 回	往 4.2km 復 4.3km	4.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,206.3km
	10	市街地線④	高遠北条バス停前	加西病院	中高	245 日	613 回	往 8.4km 復 8.5km	8.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	10,351.3km
	11	国正線	イオンモール加西北条	加西病院	東国正	245 日	490 回	往 15.2km 復 15.2km	15.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	14,896.0km
	12	九会線①	イオンモール加西北条	加西病院・健康福祉会館	中野学校前	245 日	245 回	往 24.3km 復 24.3km	循環 24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,953.5km
	13	九会線②	イオンモール加西北条	加西病院・健康福祉会館	中野学校前	245 日	245 回	往 22.6km 復 22.6km	循環 22.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,537.0km
14	九会線③	イオンモール加西北条	加西病院・健康福祉会館	九会	245 日	123 回	往 12.9km 復 12.9km	12.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	1,580.3km	
合計	系統						往 98.2km 復 38.6km	98.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		63,222.3km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
7		585,789 円	65円.66銭	102,954 円	482,835 円	482,835 円	482千円	241.0 千円		
8		6,773,186 円	118円.20銭	2,142,966 円	4,630,220 円	4,630,220 円	4,630千円	2,315.0 千円		

北近畿	9	1,945,002 円	65円.66銭	341,842 円	1,603,160 円	1,603,160 円	1,603千円	801.5 千円		
	10	3,867,123 円	118円.20銭	1,223,517 円	2,643,606 円	2,643,606 円	2,643千円	1,321.5 千円		
	11	5,564,996 円	34円.52銭	514,209 円	5,050,787 円	5,050,787 円	5,050千円	2,525.0 千円		
	12	2,224,168 円	37円.36銭	222,422 円	2,001,746 円	2,001,746 円	2,001千円	1,000.5 千円		
	13	2,068,567 円	37円.36銭	206,862 円	1,861,705 円	1,861,705 円	1,861千円	930.5 千円		
	14	590,365 円	37円.36銭	59,038 円	531,327 円	531,327 円	531千円	265.5 千円		
合計		23,619,196 円		4,813,810 円	18,805,386 円	18,805,386 円	18,801 千円	9,400 千円	4,873千円	4,873 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
北近畿	7	530,126 円																		
	8	5,283,625 円																		
	9	1,790,794 円																		
	10	3,016,665 円																		
	11	5,500,051 円																		
	12	4,240,182 円																		
	13	2,216,310 円																		
	14	588,279 円																		
合計		23,166,032 円	18,293,032 円	974000 円	5 %	16118532 円	92 %	円	%	500,499 円	3 %									

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者には別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第336号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	神姫バス株式会社	平成31年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	9,700,139 千円	営業外収益	19,858 千円	経常収益(イ)	9,719,997 千円
	営業費用	10,329,491 千円	営業外費用	18,103 千円	経常費用(ロ)	10,347,594 千円
	営業損益	▲ 629,352 千円	営業外損益	1,755 千円	経常損益	▲ 627,597 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		25,260,809.0 km			経常収支率	93.93 %
		乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	9,930,446 千円	営業外収益	24,974 千円	経常収益(イ')	9,955,420 千円
	営業費用	10,780,927 千円	営業外費用	14,054 千円	経常費用(ロ')	10,794,981 千円
	営業損益	▲ 850,481 千円	営業外損益	10,920 千円	経常損益	▲ 839,561 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		25,590,890.0 km			経常収支率	92.22 %
		乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	9,828,438 千円	営業外収益	21,509 千円	経常収益(イ'')	9,849,947 千円
	営業費用	10,580,891 千円	営業外費用	31,809 千円	経常費用(ロ'')	10,612,700 千円
	営業損益	▲ 752,453 千円	営業外損益	▲ 10,300 千円	経常損益	▲ 762,753 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		25,156,894.0 km			経常収支率	92.81 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ}}{\text{ハ}} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
北近畿	421円.86銭	421円.82銭	409円.63銭	▲ 1.44 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	403円.75銭	373円.59銭	373円.59銭	384円.78銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ					
北近畿	7	市街地線①	イオンモール加西北条	加西病院	健康福祉会館	245 日	245 回	往 3.2km 復 3.2km	(平均) 3.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	1,568.0km
	8	市街地線②	イオンモール加西北条	加西病院	中高	245 日	1225 回	往 7.4km 復 7.4km	7.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	18,130.0km
	9	市街地線③	高遠北条バス停前	加西病院	健康福祉会館	245 日	613 回	往 4.2km 復 4.3km	4.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,206.3km
	10	市街地線④	高遠北条バス停前	加西病院	中高	245 日	613 回	往 8.4km 復 8.5km	8.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	10,351.3km
	11	国正線	イオンモール加西北条	加西病院	東国正	245 日	490 回	往 15.2km 復 15.2km	15.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	14,896.0km
	12	九会線①	イオンモール加西北条	加西病院・健康福祉会館	中野学校前	245 日	245 回	往 24.3km 復 24.3km	循環 24.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,953.5km
	13	九会線②	イオンモール加西北条	加西病院・健康福祉会館	中野学校前	245 日	245 回	往 22.6km 復 22.6km	循環 22.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	5,537.0km
14	九会線③	イオンモール加西北条	加西病院・健康福祉会館	九会	245 日	123 回	往 12.9km 復 12.9km	12.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	1,580.3km	
合計	系統						往 98.2km 復 38.6km	98.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		63,222.3km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
7		585,789 円	65円.66銭	102,954 円	482,835 円	482,835 円	482千円	241.0 千円		
8		6,773,186 円	118円.20銭	2,142,966 円	4,630,220 円	4,630,220 円	4,630千円	2,315.0 千円		

北近畿	9	1,945,002 円	65円.66銭	341,842 円	1,603,160 円	1,603,160 円	1,603千円	801.5 千円		
	10	3,867,123 円	118円.20銭	1,223,517 円	2,643,606 円	2,643,606 円	2,643千円	1,321.5 千円		
	11	5,564,996 円	34円.52銭	514,209 円	5,050,787 円	5,050,787 円	5,050千円	2,525.0 千円		
	12	2,224,168 円	37円.36銭	222,422 円	2,001,746 円	2,001,746 円	2,001千円	1,000.5 千円		
	13	2,068,567 円	37円.36銭	206,862 円	1,861,705 円	1,861,705 円	1,861千円	930.5 千円		
	14	590,365 円	37円.36銭	59,038 円	531,327 円	531,327 円	531千円	265.5 千円		
合計		23,619,196 円		4,813,810 円	18,805,386 円	18,805,386 円	18,801 千円	9,400 千円	4,873千円	4,873 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合							「その他の者」の具体的な概要									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担										
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額		負担割合								
北近畿	7	530,126 円																		
	8	5,283,625 円																		
	9	1,790,794 円																		
	10	3,016,665 円																		
	11	5,500,051 円																		
	12	4,240,182 円																		
	13	2,216,310 円																		
	14	588,279 円																		
合計		23,166,032 円	18,293,032 円	974000 円	5 %	16118532 円	92 %	円	%	500,499 円	3 %									

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者には別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第336号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	加西市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	39,064
交通不便地域	2902

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,902人	上若井町、下若井町、大内町、上道山町、下道山町、上万願寺町、下万願寺町、広原町、上芥田町、下芥田町	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
39,064人	対象人口 × 150円 × 0.7 + 250万円	6,601千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



加 ぶ 人 第 8 2 号  
平 成 2 8 年 5 月 2 6 日

加西市公共交通活性化協議会  
会長 佐伯武彦様

加西市長 西村和平



加西市コミュニティバスの高齢者等に対する運賃軽減の実施について

標記の件について、別紙のとおりコミュニティバスの特定の利用者に対する軽減案を作成いたしました。  
つきましては、貴会においてご審議の上、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

# コミュニティバスの運賃軽減施策の導入について

## 1 目的

市総合計画の重点施策に掲げる高齢者支援や子育て支援等の強化、歩くまちづくりの推進に向けた公共交通事業にかかる取り組みとしてコミュニティバスの運賃を軽減することにより、徒歩を含めた多様な移動手段を利用するきっかけづくりと市民生活の質の向上を目指す。

## 2 概要

加西市内在住の対象者のコミュニティバス及び重複路線における路線バスによる市内移動について、乗車運賃を無料化する。

## 3 対象者と対象者数

(全額分)

①後期高齢者（75歳以上）	6,881人
②障がい者（精神235）	235人（重複あり）
③中学生	1,295人
④未就学児同伴の保護者	2,184人（未就学児童数）
⑤妊婦	282人（参考値：0歳児）
⑥運転経歴証明書保持者（運転免許返納者）	—

(半額分)

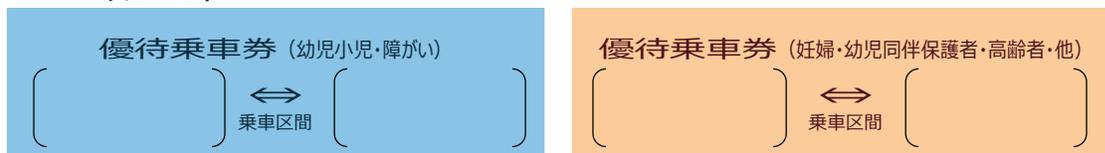
⑦障がい者（身体2081・知的412）	2,493人（重複あり）
⑧小学生以下の子ども（1～12歳）	4,021人

合計 17,391人

## 4 運用方法

配布 色分けした2種類の乗車券（全額分①～⑥・半額分⑦⑧）を希望対象者に回数券として配布  
利用 乗車券に利用区間を利用者が記入し、手帳等の証明書をあわせて提示し利用  
精算 乗降区間に応じた運賃を神姫バスの請求に基づき、加西市で精算

(イメージ)



## コミバス運賃の無料化にかかる検討項目

- 効果検証の実施と今後の実施形態の検討

- 無料化による効果検証

- 運用方法等の検証

- 検証の実施方法

- 協議会の今後の関り方

- 運賃軽減策以外の施策検討について

- 交通に対する潜在需要の引き出しに必要な施策

- 対象者範囲の適正

- 公平性や受益者負担など財政負担を含めた持続可能性

- 既存交通機関との役割分担と相互利用の促進

- 他交通機関への影響

- 市全体の公共交通網の利便性の向上